

# HIRATSUKA KYOUKAIHOU

No.262

## 平塚協会報

発行所：公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 平塚支部  
発行責任者：小山 祐司



### 支部長就任のご挨拶

古河電気工業株式会社 平塚事業所 所長 市川 重行

ご安全に。先の定時総会において、皆様からご賛同を頂き支部長を拝命しました市川でございます。皆様のご協力を頂き、微力ながら

神奈川労務安全衛生協会平塚支部の発展に尽力してまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年末、中国で発生が確認された新型コロナウイルスは全世界で猛威を振るい、本稿執筆現在で感染者数が76万人となっています。無症状期でも感染力があり、感染者の8割が軽症であることから、気づかないうちに二次感染者を増やしています。世界経済にも深刻な影響を及ぼしておりますが、本号発刊時には収束の方向に向いていることを祈念しています。

さて、労働安全衛生に目を向けますと、働き方改革関連法案成立に伴い、昨年4月に労働基準法が改正され、今年4月からは時間外労働時間の上限が罰則付きで法律に規定されます。大企業においては、同一労働同一賃金も導入されます。一方、改正健康増進法によって、飲食店や職場等が原則禁煙になります。このように私達を取り巻く労働環境は、より安全に健康に刻々と変わっていき、企業としても速やかに対応を取る必要があります。平塚支部としましても、HPや講演・講習会、地区会を通じて、皆様に情報を提供してまいります。

結びに、支部の活動に当りましては、引き続き平塚労働基準監督署をはじめ、関係行政、諸団体のご支援とご指導をお願い申し上げるとともに、会員事業場の皆様のご理解とご協力を、重ねてお願い申し上げます。支部長就任のご挨拶とさせていただきます。



### 支部長退任にあたって

関西ペイント株式会社 平塚事業所 所長 松野 吉純

平成30年定時総会において、支部長を仰せつかり2年、副支部長をはじめとする役員の皆様並びに会員事業場の皆様のご協力、更には

平塚労働基準監督署、関係官庁の皆様のご指導・ご支援を頂きまして、何とか事業計画に基づいた諸行事を予定通り実施することが出来ました事、心より感謝申し上げます。

任期中を振り返りますと、働き方改革関連法案の成立・順次施行、第13次労働災害防止計画へ移行等、行政からの大きな指針を受けてのスタートでありましたが、その分、当協会としては労働安全衛生に関する周知・啓発活動をより一層推進させて頂けたのではないかと考えております。残

念ながら労働災害発生数は、製造業と建設業が2年続けて増加という結果で、次年度以降の大きな課題として残ってしまいました。一方、支部創立70周年記念式典全国産業安全衛生大会in横浜開催といった一大行事を無事盛裡に了できた事は、改めて感謝の念と共に貴重な体験をさせて頂いただけと有難く思っています。近年、取巻く急速な情勢変化に戸惑う事も多々あると思いますが、労働安全衛生を最優先とする環境整備にブレは無いと確信しています。引き続き、皆様の積極的な参画によりまして、当協会の果たす役割を益々高めて頂きますよう、お願い申し上げます。最後に、新支部長・新体制の下、平塚支部の発展と事業場の皆様のご健勝を祈念致しまして、退任の挨拶とさせていただきます。

令和2年度 年間標語

健康安全

意識を高め

目指せゼロ災金メダル

# 定時総会開催

4月28日(火)10時より、支部会議室にて(公社)神奈川県労働安全衛生協会平塚支部令和2年定時総会が開催されました。

すでにご案内のとおり、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定していた平塚プレジールでの開催を見送り、事前に総会資料を送って、議長へ委任するという「縮小開催」で行ないました。

総会は支部長、副支部長を含む支部長ローテーション会社の担当者ら5社が集まり進行を行ないました。

司会者より、総会成立の宣言の後、支部長代行が議長に就任し、書記には横浜ゴム(株)宮崎氏が選任されました。

## 1) 第1号議案

### 令和元年度事業報告の承認を求める件

副支部長より事業報告の内容について報告が行なわれました。

## 2) 第2号議案

### 令和元年度収支決算報告の承認を求める件

事務局より収支決算内容についての説明が行なわれ、監査報告は市光工業(株)小島氏より、適正かつ正確である旨報告されました。

第1, 2号議案は一括審議され、承認されました。

## 3) 第3号議案

### 令和2年度事業計画審議の件

副支部長より事業計画案の内容について報告、事務局より月別事業計画(案)主要行事予定表(案)について提案説明がありました。

## 4) 第4号議案

### 令和2年度収支予算審議の件

事務局より令和2年度正味財産増減予算書により、令和2年度収支予算(案)の説明がありました。第3, 4号議案は一括審議され、承認されました。

## 5) 第5号議案

令和2・3年度支部役員改選の承認を求める件  
事務局より令和2・3年度役員名簿により役員候補案の説明を行ないました。

審議の結果、第5号議案は承認されました。

なお、例年総会終了後に行なわれていた情報交換会も中止になりました。

定時総会の議事録につきましては平塚支部ホームページにて公開しておりますのでご覧ください。

株式会社 藤田電機製作所 小笠原



## 「従業員と企業を守る!」

労働基準法違反事件から「働き方改革関連法」を考えるを聴講して

田中貴金属工業(株) 健康管理室 中野 みどり

2月4日(火)、産業保健活動委員会、産業保健総合支援センター共催の研修会で、元労働基準監督署長・現神奈川県労働安全衛生協会平塚支部労働衛生専門職の高山博光先生より、お話を伺う機会を頂くことが出来ました。

聴講の前は事例による法的解釈や安全配慮義務の履行などどちらかと言えば、法的な硬い話が主と想定していましたが、ご講義は単に事例紹介や知識のご教授に終わらず人としてどう生きるかまで考えた時間となりました。

人は疲れすぎると冷静な判断が出来なくなり、ともすれば自分を責め始めます。

この事例の方も自分では気づかず命をかけて働き、そして、会社の為に一生懸命働いていたその上司も逮捕という結末になります。

人は生きる為に仕事をするのに、仕事の為に死んでしまう方がいるという事実。悲惨です。

このようなことを起こさない為にも、「安全配慮義務が遂行されているか」「必要な配慮を上司や会社がしているか」等、リスク管理の重要性を看護職の立場から伝えていくことも上司・会社を守ることに繋がる重要な事。と認識出来た貴重な講習会でした。

新任ご挨拶

(令和2年4月1日付け人事異動)

平塚労働基準監督署 署長

**平本 賢一** (ひらもと けんいち)



4月1日より着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスによりあらゆる面で非常に厳しい環境となっておりますが、そのような中でも、精一杯に責支度と連携をとり、「働き方改革」や労働安全衛生対策の一層の推進に、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

平塚労働基準監督署 監督課長

**合田 勝彦** (ごうだ かつひこ)



4月1日付けで隣の藤沢労働基準監督署から異動してまいりました。働き方改革のさらなる推進等に取り組み、少しでも協会の皆様のお役に立てるよう尽力いたしますので、前任者同様にご理解ご協力をお願いいたします。

平塚労働基準監督署 労災課長

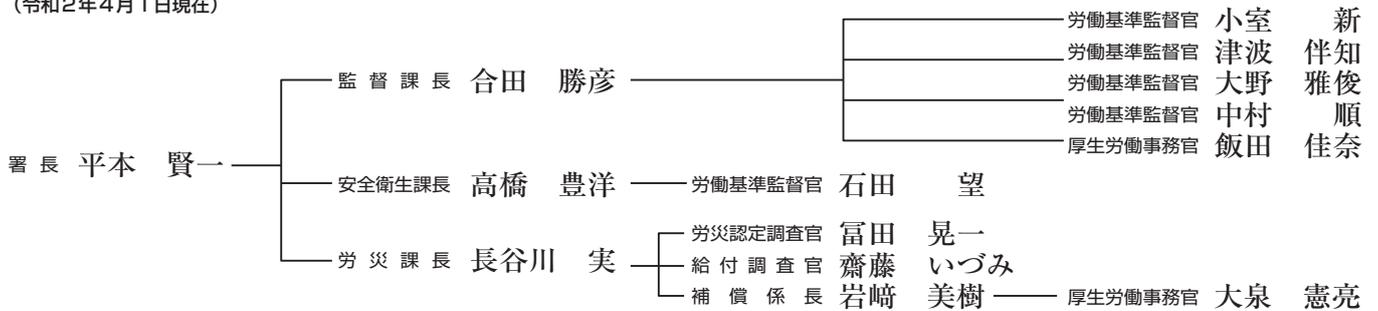
**長谷川 実** (はせがわ みのる)



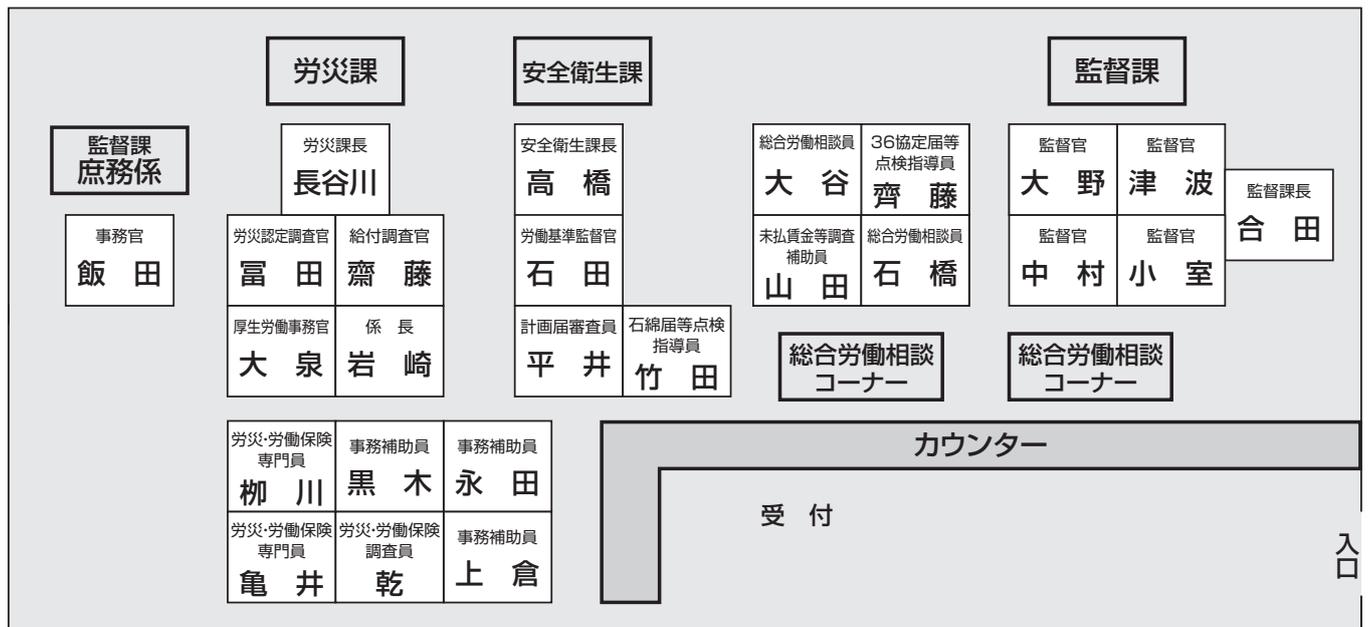
横浜南労働基準監督署から4月1日付けで異動となりました。労災請求につきましては、労働者保護の観点から迅速な給付とともに適正な給付にも努めたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

平塚労働基準監督署組織図

(令和2年4月1日現在)



平塚労働基準監督署 業務案内・職員配置図



〒254-0041 平塚市浅間町10-22  
 平塚地方合同庁舎3階  
 TEL 監督課・安全衛生課 0463-43-8615  
 労災課・庶務係 0463-43-8616  
 FAX 共通 0463-43-8600

署長室

署長  
平本

相談室

障害認定室

会議室

## 監督署からのお知らせ

令和2年度神奈川労働局・労働基準監督署・ハローワークの重点施策  
～すべての人がいきいきと働くかながわを目指して～

神奈川労働局では、以下3点を今年度の重点施策とし、行政を推進してまいります。

## 1【新型コロナウイルス感染症に対する支援】

## (1)新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題支援

「特別労働相談窓口」において、労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する相談に丁寧に対応します。

## (2)雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給

「雇用調整助成金」の特例措置、「働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)」について周知、支給を行います。さらに、「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」「小学校休業等対応助成金・支援金」についての周知を行います。

## (3)労働者が休みやすい環境の整備、テレワーク及び時差出勤の積極的な活用の促進

労働者が様々な事情で休むことについて、休みやすい環境の整備、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進を促します。

また、各種申請・届出等手続について、インターネットを利用した電子申請手続の利用を促します。

## (4)労働保険料の納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納付資力が著しく低下している事業主等に労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の猶予を行います。

## (5)中小企業への配慮

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底します。

## 2【「働き方改革」による労働環境の整備、生産性向上の推進】

以下のことに重点をおいて取り組みます。

(1)長時間労働の是正や安全で健康にはたらくことのできる職場づくり、(2)最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、(3)総合的なハラスメント対策の推進、(4)治療と仕事の両立支援

## 3【就職氷河期世代、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化】

以下のことに重点をおいて取り組みます。

(1)就職氷河期世代活躍支援プランの実施、(2)高齢層及び障害者並びに若年者の雇用対策の推進、(3)女性の活躍推進、(4)外国人材受入れの環境整備、(5)生活保護受給者等の就労支援、(6)人材確保対策の総合的な推進等



## ■労働災害発生状況 (労働者死傷病報告件数)

(令和2年4月14日現在)

		製造業	食料品 製造業 (製造業の内数)	建設業	道路貨物運送・ 陸上貨物取扱	小売業	社会福祉 施設	飲食店	その他	計
平 塚 労働基準 監督 署	令和元年	111	27	58	63	58	40	23	113	466
	うち死亡災害	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	平成30年	107	32	55	75	69	50	26	154	536
うち死亡災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成29年	82	11	41	54	64	45	24	123	433	
うち死亡災害	2	1	0	0	0	0	0	1	3	
神 奈 川 労働 局	令和元年	1,061	328	808	981	917	723	399	2,206	7,095
	うち死亡災害	2	0	10	2	1	0	0	9	24
	平成30年	1,044	285	727	982	937	634	378	2,218	6,920
うち死亡災害	6	0	10	2	3	0	0	13	34	
平成29年	1,022	277	730	925	839	621	364	2,050	6,551	
うち死亡災害	6	2	6	5	2	0	0	11	30	

## 新型コロナウイルス感染拡大による影響について

新型コロナウイルス感染が国内外に広がり、国・地方自治体から次々とその感染者数が発表されました。過去に類を得ない広がりを見せるとともに各団体へは繰り返しの感染予防対策を求められてきましたが、2月末になってからは支部としても講習会場である勤労会館の使用禁止ということになりました。

結果、玉掛技能講習(3月2日開催予定)の中止から始まった、フルハーネス型安全帯特別教育(3月11日開催予定)、安全衛生推進者養成講習(3月17日開催予定)、STOP転倒災害!講習会(3月6日開催予定)についても中止文書が会員事業場に緊急配信されました。

すでに受講申し込みが満席の講習もあったため、講師や本部への連絡、昼食の取り消し、次回への日程調整、受講料の返金などの事務手続き、受講申し込み担当者への連絡業務などの事務局としての対応に追われました。

一方では講習会場で今後必要となるマスクの手配が追いつかず、本部への支援要請とともに他支部間同志の情報共有なども頻繁に行われました。

また定時総会についても多くの事業場の代表者が一同に集まるという環境を考えると、新型コロナウイルス感染リスクが大きいことから「縮小開催」という選択することを余儀なく求められることとなりました。

日々入ってくる情報などの他、厚生労働省労働基準局長通達「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」も神奈川労務安全衛生協会平塚支部ホームページに掲示しています。(右記参照)

### 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症については飛沫感染及び接触感染によりうつるとされており、重症化例も確認されています。このため発熱等の風邪の症状がみられるときには、学校や会社を休むことが推奨されています。つきましては(公社)神奈川労務安全衛生協会の講習等を受講予定の皆様におかれましては、次の事項について特段のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

発熱等の風邪の症状がみられる方等については、講習の受講はご遠慮くださいますようお願いいたします。

受講に際しましては、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがいの徹底等一般的な感染症対策の徹底をお願い致します。

※今後、講習会会場の利用ができなくなった場合や、所管する当局または上部団体などから、開催にあたっての指導が示された場合は、大変恐縮ですが、急遽開催を中止または延期することもございますのでご了解くださいますようお願い申し上げます。

事務局長 廣澤 正子 記

改正 基発0421第2号  
令和2年4月21日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について

記

- 1 事業場における健康診断の実施に係る対応について  
(1) 一般健康診断の実施に係る対応について  
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。  
(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第29条、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第53条、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)第22条、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第39条及び第41条の2、高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)第38条、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第56条及び第56条の2、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第40条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)第20条の規定に基づく健康診断、法第66条第3項を根拠とする労働安全衛生規則第48条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法(昭和35年法律第30号)第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。  
2 安全委員会等の開催に係る対応について  
法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

以上



# 雑感 『行ってきます・ただいま』が 当たり前の日常であるために

第一三共プロファーマ(株) 平塚工場 徳重 英樹

私は、神奈川県労働安全衛生協会 平塚支部の一員として、労働災害の防止に向け、安全衛生への意識や知識の向上を目指した各種講習教育、優良工場見学会、部会活動や情報交換会など積極的に取り組んでおります。

労働災害を無くす(減少させる)上で、私自身が最も重要視していることは、従業員一人ひとりの『危険感受性の向上』だと考えています。なぜか？

というのも、「危険を危険と感じる力が弱ければ(関心がなければ)、不用意に危険(不安全な状態)に踏込んでしまうからです。

特に、定常的に行っている業務は、どうしても慣れが生じ、危険に対して鈍感になりやすいのではないのでしょうか？今回は、弊社が行っている危険感受性を高める取組みの一部を紹介させていただきます。

## ①「危険体感訓練」

身を持って危険に触れる機会として、外部で開催されている危険体感訓練に参加しています。訓練は、機器への挟

まれや、回転体への巻き込まれなどを安全に体感させ、各機器の危険性や特性を理解させるといった内容です。参加者からは体感することで想像力が強まり、訓練前より危険・安全に対する気持ちが強くなった等の感想を貰っております。

## ②「職場の危険(不安全状態)を再認識する」

各職場の中で危険について話し合います。この活動を行うことで、周りの仲間が感じた危険を知り(気付く)、労働災害の未然防止、個々の危険感受性の向上に繋がっています。

## ③「危険予知活動(KYK)の推進」

作業現場では、作業開始前に作業内容を共有後、必ず危険予知活動を行います。危険予知活動で話し合われた重点ポイントは、作業者の目に付く場所に手書きで記載し、常に危険を意識しながら作業を行っています。

このような活動を粘り強く行うことで労働災害が無くなり、皆が何事もなく『行ってきます・ただいま』と言える当たり前の毎日がずっと続いて欲しいと願っています。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 「36 協定届」や「就業規則の届出」などの届け出は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署の窓口に来なくても手続き可能です  
簡単・スマートに申請可能です。

○インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。

○大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です。

○マイナンバーカードや住民基本台帳カードを使うと電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。

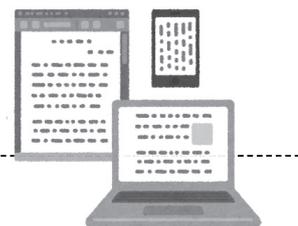
※ IC カードリーダーライター(マイナンバーカードなどを読み込む機器)などが別途必要です。

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov(イーガブ)」のホームページから電子申請が利用できます。

詳しくは、こちらを検索してください。

e-Gov 検索



## 編集後記

5月号が発行される頃には、新型コロナウイルスが終息方向に向かっていることを願いながらこの編集後記を書いています。日本では2月半ば頃より感染が拡大し始め、短期間で日本国内に蔓延してしまいました。在宅勤務や不要不急の外出自粛要請等、今まで我々が経験してこなかったことが起こっております。

見えない敵と勇敢に戦ってもらっている方もおりますが、殆どの方は敵と戦うのではなく、如何に見えない敵と

遭遇しないようにして、終息に向かわせるかです。外出時には人との接触接近を避け、できるだけ外出を控えるようにしましょう。

マスクが足りない、消毒用アルコールが足りない事態になっています。今一度、9年前の災害「東日本大震災」の時の思い出して頂いて、感謝の気持ち、譲り合いの気持ちを呼び戻し、買いだめ等に走らないようにしましょう。

皆様にお伝えしたいことはたくさんあるのですが、広報部会が開ける状態ではありませんので、次号の7月号は休刊する予定です。

富士フィルムワコーケミカル(株)平塚工場 矢作 記

緊急事態宣言を受けて、3密回避のため部会活動を休止しますので、次号(7月号)は発行休止とさせていただきます。以降につきましては状況をみながら対応させていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。